

平成26年第11回瑞穂市教育委員会定例会会議録

平成26年11月26日（水）午後2時開議

議事日程

開会及び開議の宣告

日程第1 平成26年第10回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案第41号 瑞穂市利用者支援事業実施要綱の制定について

日程第5 議案第42号 瑞穂市地域子育て支援事業実施要綱の一部を改正する告示について

日程第6 議案第43号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について（追加上程）

日程第7 意見聴取 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例について

日程第8 意見聴取 平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）について

日程第9 その他

閉会の宣告

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

河合和義

福野佐代子

麓英里

加藤悟

横山博信

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

教育次長	高 田 敏 朗
教育総務課長	久 野 秋 広
学校教育課長	杉 原 和
学校教育課総括課長補佐	松 野 光 広
幼児支援課長	山 本 康 義
幼児支援課総括課長補佐	鹿 野 正 美
生涯学習課長	棚 橋 剛
生涯学習課総括課長補佐	堀 部 哲 也

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課総括課長補佐	磯 部 基 宏
-------------	---------

○傍聴者

なし

開会及び開議の宣告

○委員長 皆さんこんにちは。大変朝晩寒さが募ってきましたが、皆さん身体には気を付けてお過ごしいただきたいと思います。また、各学校におきましては、公表会・研究指定校発表等がありましてお疲れと思いますが良くやっただいていると思います。各関係者方々には大変感謝しています。

只今より平成 26 年第 11 回瑞穂市教育委員会定例会を開催致します。

日程第 1 平成 26 年第 10 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○委員長 日程第 1 平成 26 年第 10 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。

異議がないようですので、平成 26 年第 10 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認については承認することと致します。

日程第 2 会議録署名委員の指名について

○委員長 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。

加藤委員にお願い致します。

日程第 3 教育長の報告

○委員長 日程第 3 教育長より報告を求めます。

○教育長 改めましてこんにちは。2 学期は公表会・研究発表会が続いています。明日の穂積中学校が最後となります。その間、本田小学校で道徳の全国大会が行われましたが大変盛況でした。中身についても好評で長い間取り組んできた本田小学校の成果が認められて良かったと思います。現在、学校等におきまして風邪が流行っている等の連絡は受けていません。

日程第 4 議案第 41 号 瑞穂市利用者支援事業実施要綱の制定について

○**委員長** 日程第4 議案第41号 瑞穂市利用者支援事業実施要綱の制定について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児支援課長** 日程第4 議案第41号 瑞穂市利用者支援事業実施要綱の制定について、瑞穂市利用者支援事業実施要綱案を別紙のとおり提出する。平成26年11月26日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、利用者支援事業の実施について（平成26年5月29日厚児発0529第16号）にて利用者支援事業実施要綱を定め平成26年4月1日から適用に伴い、平成27年4月1日から利用者支援事業を実施するため、市教育委員会告示を制定するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**委員長** ご質疑ございませんか。

社会福祉協議会の会議にて、福祉に対する問題点がないかという問いの回答に「保育所に入りにくい」という意見がありました。当市の場合、保護者が確実に仕事をしていないと保育所へ入れない。定員に余裕がある3・4・5歳児で保護者が仕事をしていなくても入所できるような考えを、市としてどのようにしていくか一度検討すべきではないかと思います。

その他ご質疑ございませんか。

○**加藤委員** 窓口は幼児支援課に置かれるのですか。また、専任職員は、別に置かれるのでしょうか。事業に従事する者は、専任職員は様々な資格を要するようなことが記載されていますが見通しとしてはどうなのでしょう。

○**幼児支援課長** 全てを持っているということではなく、その中でどれか資格を有する者ということです。

○**加藤委員** なぜそのような話をしたかと言いますと、保健師が直接子育てについて保護者と接しながら悩み等を相談し指導援助していると思います。そのことをもう少し総合的に横の繋がりをもって行う事業なので、現場に入ってくる課題等についてはここには反映されるのですか。

○**幼児支援課長** 色々な現場を訪問して情報を集めてきますので課題等は反映されてくると思います。

○加藤委員 現在の支援センターの職員が兼ねるのか、新たに配置するのですか。

○幼児支援課長 現在思案中です。

○福野委員 本巣療育センターに瑞穂市から多くの方が行ってみえることは聞いています。瑞穂市は熱心に早期療育に力を入れて行っていると思います。早期療育することで保育所も助かるとあると思うので、保健師と保育士との連携を更に強めて行けると良いと思います。

○委員長 その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 議案第41号 瑞穂市利用者支援事業実施要綱の制定について、可決することと致します。

日程第5 議案第42号 瑞穂市地域子育て支援事業実施要綱の一部を改正する告示について

○委員長 日程第5 議案第42号 瑞穂市地域子育て支援事業実施要綱の一部を改正する告示について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○幼児支援課長 日程第5 議案第42号 瑞穂市地域子育て支援事業実施要綱の一部を改正する告示について、瑞穂市地域子育て支援事業実施要綱の一部を改正する告示案を別紙のとおり提出する。平成26年11月26日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、「地域子育て支援拠点事業の実施について（平成26年5月29日厚児発0529第18号）」にて地域子育て支援事業実施要綱を定め、平成26年4月1日から適用に伴い、市教育委員会告示の改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

第2条が簡素化されていますが、各号についての計画書は作成するのですか。

○幼児支援課長 毎年年度始めに配布するチラシに年間行事が記載されていてそちらの方を計画書として作成しています。

○**委員長** 要綱は、一番下位の計画書なので具体的に何を行うかということに記載されていた方が良いと思います。具体的な計画がないと後退していくような気がしますので後退することのないように進めていただくようお願いします。

○**福野委員** 委員長が言われた通り後退することがないように事業を進めていただきたいと思います。

○**委員長** その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第5 議案第42号 瑞穂市地域子育て支援事業実施要綱の一部を改正する告示について、可決することと致します。

日程第6 議案第43号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について（追加上程）

○**委員長** 日程第6 議案第43号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について（追加上程）、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第6 議案第43号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について（追加上程）、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第7号の規定により、教育委員会の議決を求める。1、氏名 西口 美恵 2、所属課 学校教育課 3、異動日 平成26年11月27日 4、異動事由 幼児支援課事務兼務を命じるため。平成26年11月26日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、幼児支援課職員の病気休養のため。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**委員長** ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第6 議案第43号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について、可決することと致します。

日程第7 意見聴取 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例について

○**委員長** 日程第7 意見聴取 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児支援課長** 日程第7 意見聴取 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。平成26年11月26日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、平成26年11月28日開会予定、平成26年第4回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**委員長** ご質疑ございませんか。

学童保育の経費に対する保育料との割合はどれくらいですか。

○**幼児支援課長** 平成25年度で、43%が保育料・補助金は28%・市の負担が29%です。

○**委員長** その他ご質疑ございませんか。

基本的には、入られる方の要望をできる限り認めて充実させ、それなりの負担はいただくという基本的なスタンスで事業を進めていただくようお願いします。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第7 意見聴取 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例について、承認することと致します。

日程第8 意見聴取 平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号） について

○**委員長** 日程第8 意見聴取 平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第8 意見聴取 平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規

定により、教育委員会の意見を求める。平成26年11月26日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

来年度のクラス増等の状況はありますか。

○教育総務課長 平成27年度予算 瑞穂市学校クラス編成積算表を配布させていただきましたのでご覧ください。クラス数の増減は、穂積小学校特別支援学級が1クラス減・本田小学校普通学級1クラス減、特別支援学級1クラス増・牛牧小学校特別支援学級1クラス増・生津小学校普通学級1クラス増・南小学校普通学級、特別支援学級共に1クラス増・中小学校普通学級1クラス減・穂積中学校普通学級1クラス増・穂積北中学校普通学級1クラス減・巢南中学校普通学級1クラス増となっています。

○委員長 その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第8 意見聴取 平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）について、承認することと致します。

～休憩～

日程第9 その他

○委員長 日程第9 その他に入ります。

教育次長。

○教育次長 前回定例会にて、穂積小校区の緊急通報装置について、国の財産であり10年経過し撤去する方針であること、また、市から岐阜県警本部を通じて無償で払い下げをしてもらいたい旨の要望書を提出したことの報告を致しましたが、県より回答が来ましたので報告致します。国の財産を無償で払い下げすることはできないが、有償で7基全てであれば良いとの回答でした。なお、国からの払下げ手続きや金額については検討中とのことですので報告致します。

○委員長 教育総務課長。

○**教育総務課長** 前回、教育評価を説明させていただきまして、学識経験者の意見及び助言を加えて、本定例会にて議案として提出する説明をさせていただきましたが、学識経験者の意見及び助言の精査に思わぬ時間がかかることになりましたので、次回定例会に先送りさせていただきます。議会へは最終的に、3月に説明をさせていただく予定をしておりますのでよろしくお願い致します。

○**委員長** 学校教育課長。

○**学校教育課長** いじめ連絡協議会の報告をさせていただきます。この会議は、基本方針に基づいて、各学校の取組みを紹介させていただきました。どの学校もいじめ問題に対して積極的に取り組んでいること、また、いじめの状況を報告致しました。その後、いじめ基本方針について委員に認めていただき、意見交流の後に、今後はパブリックコメントで市民の意見をいただき反映させていく流れでいきます。

○**委員長** 幼児支援課長。

○**幼児支援課長** 待機児童の状況ですが、前回7月1日現在の調査で32人でしたが、10月1日の状況は21人で決定しました。この間2人待機児童が増えましたが、計13名の待機児童を以下のとおり各保育所へ振り分けをしました。内訳は、0歳児が3人・1歳児が6人・2歳児4人です。この中の1名は、紹介しましたが行かないとの判断をされましたので待機児童から外れることとなります。12名の行先の内訳は、本田第1保育所へ2名・本田第2保育所へ2名・別府保育所へ4名・南保育・教育センターへ2人・中保育・教育センターへ1名・清流みずほ保育園へ1名です。

子ども子育て会議の中で、幼稚園保育料と保育所保育料について条例規定して金額を決めていきなさいという改正がきています。議会へも条例改正を行わなければならない旨の説明をしているところです。国より新制度の利用者負担の考え方について、所得階層毎に利用者負担額の上限額が通達できています。この上限枠を条例規定していきそれ以上超えない範囲で自治体は進めることとなっています。

ほづみ幼稚園保育料の現状が、年齢に応じたの階層区分で月額料を決めていますので、今回の法改正に基づいて改正しなければならなくなってきました。現在、どのような改正をするか検討しています。本来であれば、早く決定して

保護者へ通知しなければならないのですが、消費税等の絡みもあり国の基準の上限がわからないとの県の回答でしたので最終決定することができない状況にあります。最終的には、3月議会で議案提出しなければならないので、今後の動向をみながら議会への説明させていただく予定です。

保育所保育料につきまして、新制度基準③以降階層区分（別紙資料：子ども・子育て支援新制度参照）は全て市町村民税民税所得割額で算出するよう変更となっています。この利用者負担額を越えない額を保育料とすることとなります。最終案が決まりましたら定例会にて意見聴取にて議案提出させていただきます。

○委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課課長 ございません。

○委員長 その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

次回の会議ですが、平成26年12月22日、月曜日、午後2時から平成26年第12回瑞穂市教育委員会定例会ということでよろしくお願い致します。

閉会の宣告

○委員長 長時間ご審議ありがとうございました。これをもちまして第11回瑞穂市教育委員会定例会を閉会致します。

閉会 午後4時10分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年12月22日

瑞穂市教育委員会 委員長 河合 和義

委員 加藤 悟

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。